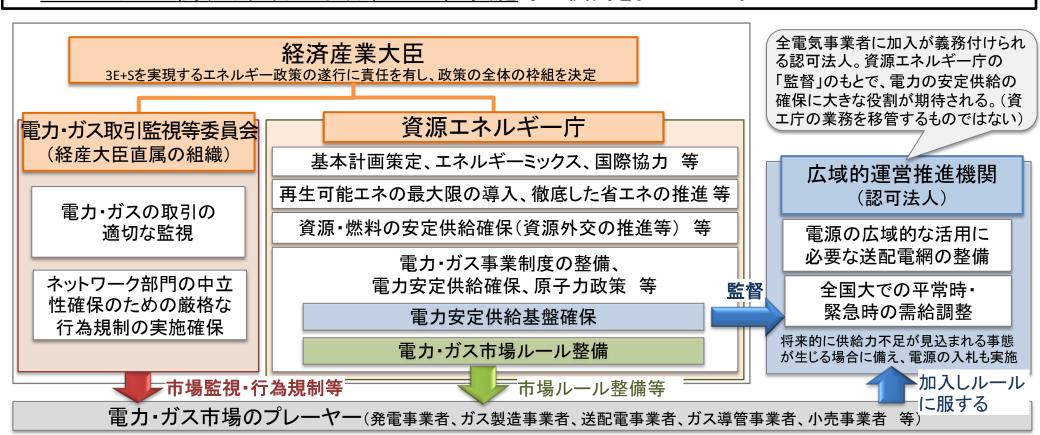
第14回 制度設計ワーキンググループ 事務局提出資料 ~本ワーキンググループでこれまで検討してきた 事項の今後の取扱いについて~

平成27年7月28日(火)

- 経済産業大臣は、「3E+S(安全性、安定供給、効率性、環境適合)」の視点に立って、<u>長期的かつ</u> 総合的な観点から、エネルギー政策を一体的に実施していく。
- 今回の改正により、全面自由化が実施されることを踏まえ、市場メカニズムを適切に機能させる観点から、電力市場の監視機能等を抜本的に強化すべく、経済産業大臣直属の組織として、「電力・ガス取引監視等委員会」を設置(当初は電力取引監視等委員会)。同組織は、ネットワーク部門の中立性確保のための行為規制も担う。
- 他方で、資源エネルギー庁は、経済産業大臣の下、引き続き、<u>電力・ガスの安定供給を含め、</u> エネルギーに関する総合的な政策の立案・実施等の役割を担っていく。



1. 電力・ガス・熱供給に係る取引の適切な監視

- 電力・ガス・熱の卸・小売市場における取引の監視(報告徴収・立入検査)
- 【電事法第114条、ガ事法第52条の2、熱事法第33条の2等】 〇事業者への業務改善勧告(説明義務・苦情処理義務違反等)【電事法第66条の11、ガ事法第47条の7、熱事法28条の3】
- 紛争処理(あっせん、仲裁)【電事法第37条の2・第37条の3、ガ事法第38条の3、熱事法第19条の2】
- □ 小売料金(経過措置)の認可基準への適合性審査【第2弾法附則第25条の5(電力)、附則第36条(ガス)、附則第58条(熱)】
- □ 事業者に対するライセンス基準への適合性審査(苦情処理体制の整備の有無等)
- 【電事法第66条の10、ガ事法第47条の6、熱事法第28条の2】 □ 行政処分実施の大臣への勧告【電事法第66条の12、ガ事法第47条の8、熱事法第28条の4】
- □ 市場監視ルール等の制定・改廃の原案作成【電事法第66条の13、ガ事法第47条の9、熱事法第28条の5】

2. 電力・ガスのネットワーク部門の中立性確保のための厳格な行為規制の実施

- 〇 行為規制(情報の目的外利用・差別的取扱いの禁止、法的分離後のグループ内の人事・取引規制等)の履行状況の監視(監査・報告徴収・立入検査)【電事法第114条、ガ事法第52条の2】
- 事業者への業務改善勧告(差別的取扱い、行為規制違反等)【電事法第66条の11、ガ事法第47条の7】
- 紛争処理(あっせん、仲裁)【電事法第37条の2・第37条の3、ガ事法第38条の3】
- □ 託送料金の認可基準への適合性審査【電事法第66条の10、ガ事法第47条の6】
- □ 事業者に対するライセンス基準への適合性審査【電事法第66条の10、ガ事法第47条の6】
- □ 行政処分実施の大臣への勧告【電事法第66条の12、ガ事法第47条の8】
- □ 行為規制基準・託送料金算定規則等のルールの制定・改廃の原案作成【電事法第66条の13、ガ事法第47条の9】
 - 〇印は、委員会が高度の専門性を活かし、単独で権限を行使。
 - □印は、エネルギー政策の枠組みの中で電力・ガス・熱市場の監視等を担う仕組みとするため、委員会が実務を担当し、 経済産業大臣に意見具申。大臣が総合判断を行い権限を行使。

- ○第3弾の改正電気事業法に基づき新たに設立される電力・ガス取引監視等委員会は、市場の監視 や料金規制の審査といった規制の執行業務に加え、市場監視等に係る各種ルールの制定・改廃 の原案を作成し建議する業務が、法律上定められている。
- ○この建議の仕組みを活用することにより、市場監視等に係るルール整備の在り方については、委員会が具体的な詳細設計を行う。また、それ以外のルールについては、資源エネルギー庁が詳細設計の検討を行うが、委員会の意見を聴く場合もある。

1. 市場監視等に係るルール

電力・ガス取引監視等委員会が専門的な知見に基づき原案を作成し経済産業大臣に建議することなどにより、同委員会の知見等を活用しつつ、具体的な詳細設計を行う。最終的なルール(政省令など)の策定については、経済産業大臣の権限の下で資源エネルギー庁が施行・公布することとなる。なお、ルールに基づく許認可等の行為は経済産業大臣の判断の下で資源エネルギー庁が実施することとなる。

2. 市場監視等に係るもの以外のルール(安定供給確保に関するルールなど)

経済産業大臣の権限の下、引き続き総合資源エネルギー調査会等の審議を経て資源エネルギー庁において詳細設計の検討が進められることとなるが、制度設計の検討に当たっては、必要に応じ、市場の監視等の観点から電力・ガス取引監視等委員会に意見を聞く場合もある。